

地域生活の実感に根ざした多様な個人・主体の 参画による協働の地域づくりの実践に向けて、 男女共同参画の視点に立った地域コミュニティづくり

【現状と課題】

本市が、平成21年に実施した「男女共同参画社会についての市民意識調査」において、社会貢献の意欲について「日ごろ、何か地域のために役立ちたいと思うか」と尋ねたところ、「非常に思っている」「かなりそう思っている」「少しそう思っている」を合わせた「思っている」とする回答は8割ありました。しかし、「現在、地域活動に参加しているか」と尋ねたところ、「参加をしていない」とする回答も4割ありました。また、「地域の慣習、しきたりの現状について」尋ねた結果からは、依然として地域における慣習やしきたりが根強く残っていることがわかり、地域生活の場における固定的な性別役割分担意識、性別による機会の不平等などが、地域づくりへの男女共同参画の浸透を阻む要因にもなっていることがうかがえました。

本来、地域づくりは、一人ひとりが尊重される地域生活環境の創造をめざしており、そのためには、多様化する地域課題の解決を目指し、多様な個人・主体の協働による地域づくりをすすめることが求められています。

そのため、これまで多様な個人・主体による地域づくりがすすまなかった背景にある、固定的な性別役割分担意識の解消に向けた取り組みをすすめる必要があります。

このような現状を踏まえ、本市における地域生活の実感に根ざした新たな地域づくりの展開をめざし、男女共同参画の視点に立った地域コミュニティづくりに取り組みます。

【市が実施する17の事業】

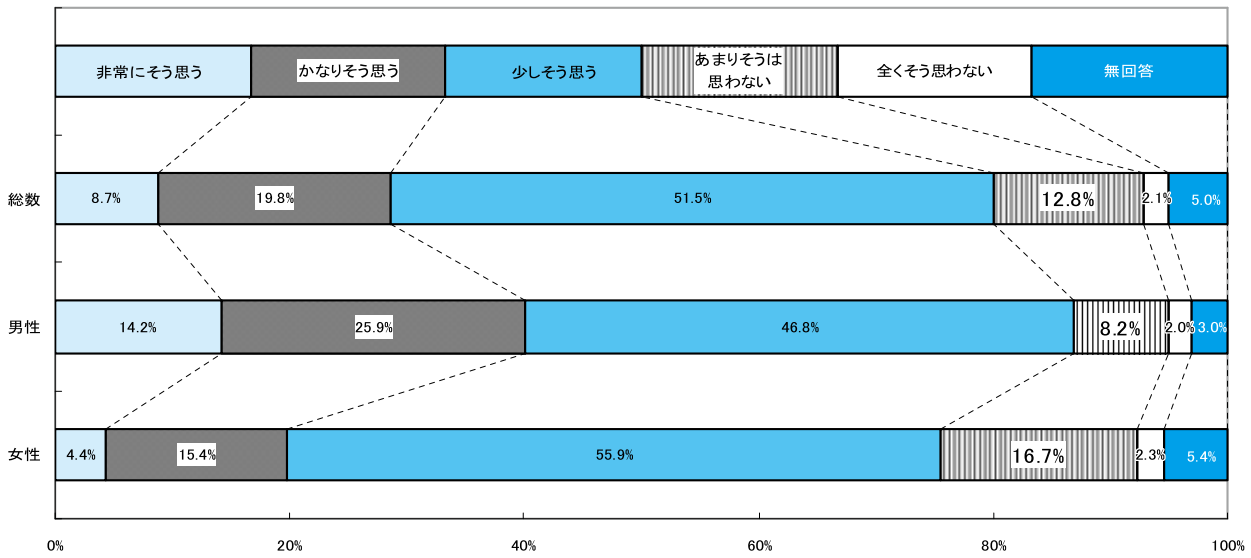
	実施事業	事業内容	担当課
1	男女共同参画に関する研修会の実施	男女共同参画社会について正しく理解するための基礎講座を実施します	企画調整課
2	自治会やコミュニティを単位とした、地域における男女共同参画促進のための啓発	自治会やコミュニティなど地域を単位とした活動において、男女がともに参画しやすい環境と男女共同参画の視点に立った活動を展開できるよう啓発活動を行います	企画調整課

3	自治会やコミュニティを単位とした講座の実施	多様な生き方を選択することを尊重する意識を高めるため、自治会やコミュニティを単位とした出前講座を実施します	企画調整課
4	多様な人が活動しやすいコミュニティ活動の推進	自治会やコミュニティなど地域を単位とした活動において、男女がより活発な活動を展開できるよう推進します	企画調整課
5	コミュニティ補助事業	コミュニティ活動の活性化と住みよいまちづくりを推進するため、コミュニティが実施する活動事業へ活動支援を行います	企画調整課
6	モデル地区の選定	自治会やコミュニティにおいて、男女共同参画を実践するモデル地区を選定します	企画調整課
7	世代間交流の推進	近隣家庭とのコミュニケーションの促進を図るとともに、協働の地域づくりの実践に向けて世代間の交流を促進します	企画調整課
8	避難場所の整備	災害時に援護を要する者にやさしい避難所となるよう、人・物の整備を行います	総務課 社会教育課 企画調整課 関係各課
9	地域における防災活動の充実	市民が災害や防災について意識し、被害を軽減できるように、男女共同参画の視点に立った自主防災組織の充実を図ります。また、災害時要支援世帯マップ等を作成します	総務課
10	地域高齢者世帯の把握と見守り支援	自治会やコミュニティなど地域を単位として地域高齢者の把握を行い、孤立化する高齢者を防ぐとともに、地域全体で地域高齢者の見守りを支援します	企画調整課 市民課 長寿支援課
11	各種行事の開催日時の配慮	自治会やコミュニティなど地域を単位とした活動において、開催する行事や事業などの開催日時に配慮します	企画調整課
12	自治会やコミュニティを単位とした、地域活動計画策定に対する支援	自治会やコミュニティでの地域活動計画を、多様な人が活動に参加しやすい魅力ある行事計画にするため、市職員が自ら各自治会へのパイプ役を担います	企画調整課
13	自治会やコミュニティを単位とした地域での、世代間交流の促進	自治会やコミュニティを単位とした地域において、世代間の交流が図れるような支援を行います	企画調整課

14	地域推進員の育成	自治会やコミュニティなど地域を単位とした活動において、男女共同参画社会についての理解が、隅々まで広がるよう、推進に取り組む人材を育成します	企画調整課
15	女性リーダーの養成	自治会やコミュニティなど地域を単位とした活動において、女性が能力を発揮できる場を拡大するため、女性リーダーの養成に努めます	企画調整課 関係各課
16	地域づくり活動の手法を学ぶセミナー	自治会やコミュニティなど地域を単位とした活動のリーダーに対して、男女共同参画の視点からの地域運営についてのセミナーを実施します	企画調整課
17	各種団体への支援	男女共同参画に関する活動を行う団体に必要な情報を提供し、育成を支援します	企画調整課



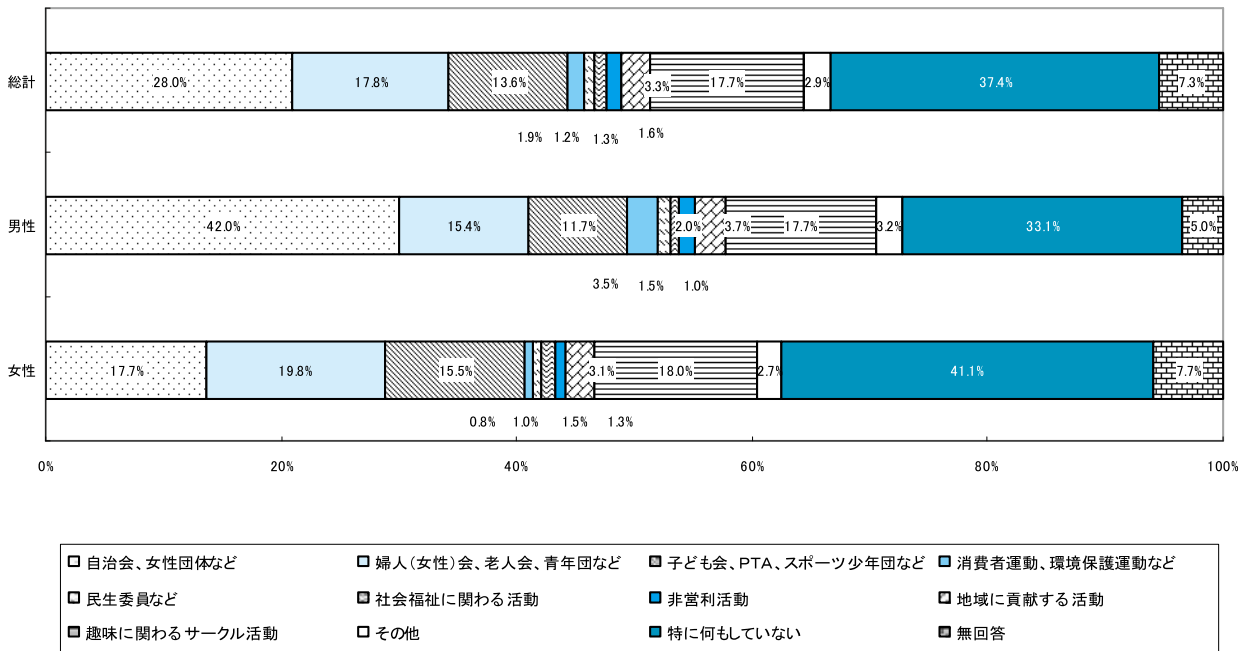
図表：日ごろ、何か地域のために役立ちたいと思うか



資料：男女共同参画社会についての市民意識調査（平成 21 年伊佐市）



図表：地域活動への参加（複数回答）



資料：男女共同参画社会についての市民意識調査（平成 21 年伊佐市）

男女共同参画の視点に立った 生涯を通じた心身の健康支援

【現状と課題】

男女がお互いの身体的性差を十分に理解し、またその人権を尊重しつつ、思いやりをもって生きていくことは、男女共同参画社会の形成に向けて大変重要なことです。

性別にかかわらず、誰もが生涯にわたり心身の健康状態に応じて適切に自己管理し、健康を享受できるよう、正確な知識・情報を入手することや、性に関わる身体的特徴を理解するための支援をすすめる必要があります。

また、性に関する不正確な情報が氾濫する中にある場合は、望まない妊娠を防ぐという観点を含めて、性に関する健康問題について、正しく理解し適切に行動を取れるよう、家庭・地域・学校と連携し、発達段階に応じた適切な性教育をすすめることも重要です。

さらに、本市におけるすべての健康施策の展開にあたって、妊娠や出産の可能性のある女性が、生涯を通じて男性とは異なる心身の健康上の問題に直面することに配慮する等、「性と生殖に関する健康／権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）（※1）」概念を踏まえる必要があります。

そのため、「性と生殖に関する健康／権利」（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）概念の浸透を図り、誰もが精神的・身体的・社会的に良好な健康状態を享受できるよう、男女共同参画の視点に立った生涯を通じた健康を支援するための総合的な施策の推進に取り組みます。



【市が実施する 22 の事業】

	実施事業	事業内容	担当課
1	リプロダクティブ・ヘルス/ ライツについての知識の普及	リプロダクティブ・ヘルス/ ライツに関する正しい知識を広く社会に普及するため、市民に情報を提供し、意識の浸透を図るとともに、若年層に対しても必要な知識の普及・啓発に努めます	企画調整課 健康増進課
2	健康づくりに対する意識の向上	思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期等人生の段階に対応した適切な健康の保持増進ができるよう、健康に関する知識の普及に努めます	健康増進課 長寿支援課
3	各種健診サービスの充実	医療機関やその他の健診機関と連携を図り、性差を考慮した受診しやすい環境の体制づくりに努めます	健康増進課
4	母子保健サービスの充実	地域の現状と課題に即した母子健診、育児相談、健康相談、家庭訪問などの保健事業を行います	健康増進課
5	高齢者福祉サービスの充実と支援	高齢者の心身の健康を保持し、元気に過ごすことのできる環境に努めます	長寿支援課
6	健康づくり推進	健康の保持・増進のために、正しい知識の普及を図るため、各種健康教室等を実施及び支援を行います	健康増進課 市民課
7	妊婦検診の充実	妊婦を対象に異常の早期発見、早期治療のために県内の医療機関に委託し、健康診査を実施します	健康増進課
8	各種相談体制の整備	生涯を健康に過ごすことができるよう、相談体制を整備し、相談しやすい環境づくりに努めます	健康増進課 長寿支援課
9	各種検診・健診の受診率向上	生涯を健康に過ごすことができるよう、予防体制や各種検診充実に努め、受診向上に向けた啓発を推進します	健康増進課
10	食生活改善推進事業	食生活改善推進員と連携し、地域に対し食生活改善と健康増進に向けた普及・啓発を行います	健康増進課

11	福祉協力員の養成	高齢者や障がい者など援護を必要とする人々への声かけ、安否確認等の活動する福祉協力員へ対し、男女共同参画の視点に立った活動ができるよう養成します	福祉事務所
12	食生活改善推進員の養成	市民の食生活の改善から健康増進を図る地域の健康づくりリーダーとして、男女共同参画の視点から活動できるよう養成します	健康増進課
13	母子保健推進員の活動	市民に身近な場において、子育ての見守り・支援を行う母子保健推進員が、男女共同参画の視点から活動できるようにします	健康増進課
14	専門職員の資質の向上	保健師・看護師・管理栄養士・社会福祉士など専門の職員が、男女共同参画の視点から業務ができるよう研修機会を提供します	長寿支援課 健康増進課
15	教育相談員、スクールソーシャルワーカー等の養成	学校で相談業務に携わる者が、男女共同参画の視点から業務ができるよう研修機会を提供します	学校教育課
16	H I V/エイズ、性感染症対策	正しい知識を持って感染を予防し、患者・感染者に対して正しい理解に基づいて行動がとれるよう、啓発活動を進めます	健康増進課
17	性に関する教育・学習機会の充実	性に関する正しい知識を持ち、自分と他者の心身を大切にする意識を育むために、学校で「性と生殖に関する健康と権利」概念を基盤とした教育の充実を図ります	学校教育課 健康増進課
18	家族経営協定(※2)内への健康維持に関する項目の設置及び助言	農業に従事する人に対して、健康保持に関する協定を定めるように啓発します	農業委員会
19	事業主等への意識の啓発	生理休暇、更年期障がい休暇、妊娠中、出産後の健康問題等に適切に対応してもらえるよう、事業主等への広報・啓発に努めます	企画調整課
20	生涯スポーツ関連施設の整備	公共施設のバリアフリー(※3)化、及びユニバーサルデザイン(※4)の普及に努めます	建設課 文化スポーツ課

21	コミュニティスポーツクラブの育成支援	スポーツや文化活動を通して、健康で生きがいに満ちた豊かで健康な生活と、たくましい子どもの育成を図り、また明るく健康なまちづくりをめざし、住民自ら運営できるコミュニティスポーツクラブの育成を支援します	文化スポーツ課
22	生涯スポーツ教室等の開催	市民ひとり1スポーツの定着化をめざし、生涯スポーツの推進とスポーツ人口の底辺拡大を図ります	文化スポーツ課

※1 「性と生殖に関する健康／権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）」

女性が自らの身体について自己決定を行い健康を享受する権利。平成6年にカイロで開催された国際人口開発会議において提唱された考え方で、男女が共に持つ権利であるが、とりわけ女性の重要な人権とされています。いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足いく性生活、安全な妊娠・出産などが含まれます。

※2 家族経営協定

家族経営が中心の日本の農業が、魅力ある職業となり、男女を問わず意欲を持って取り組めるようにするためには、経営内において家族一人ひとりの役割と責任が明確になり、それぞれの意欲と能力が十分に発揮できる環境づくりが必要です。これを実現するために役立つのが、農業経営を担っている世帯員相互間のルールを文書にして取り決めたものが「家族経営協定」です。

協定は、家族農業経営の発展状況に応じて、世帯員相互間の話し合いに基づいて決められるもので、その内容は画一的なものではありませんが、女性の地位の向上や世帯員の個人としての地位の確立等の観点から、家族農業経営を構成する個々の世帯員が対等な立場で共同して経営体づくりとその運営に参画することを基本としており、協定に盛り込まれることが適当と考えられる事項として、目的・経営計画の策定・経営の役割分担・収益分配・就業条件・将来の経営移譲等があげられています。

※3 バリアフリー

高齢者・障がいのある人等が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去（フリー）すること。物理的、社会的、制度的、心理的な障壁、情報面での障壁など、すべての障壁を除去するという考え方

※4 ユニバーサルデザイン

あらかじめ、障がいの有無、年齢、差別、人種等にかかわらず、多様な人々が利用しやすい都市や生活環境をデザインする考え方

政策・方針決定過程における女性の参画の拡大

【現状と課題】

多様化する地域課題の解決に向けては、市政や地域のあらゆる分野の政策・方針決定過程に、女性のみならず、多様な立場や考え方を有する地域生活者の声を反映していくことが必要であり、そのために、政策・方針決定過程における女性の参画をすすめることは喫緊の課題です。

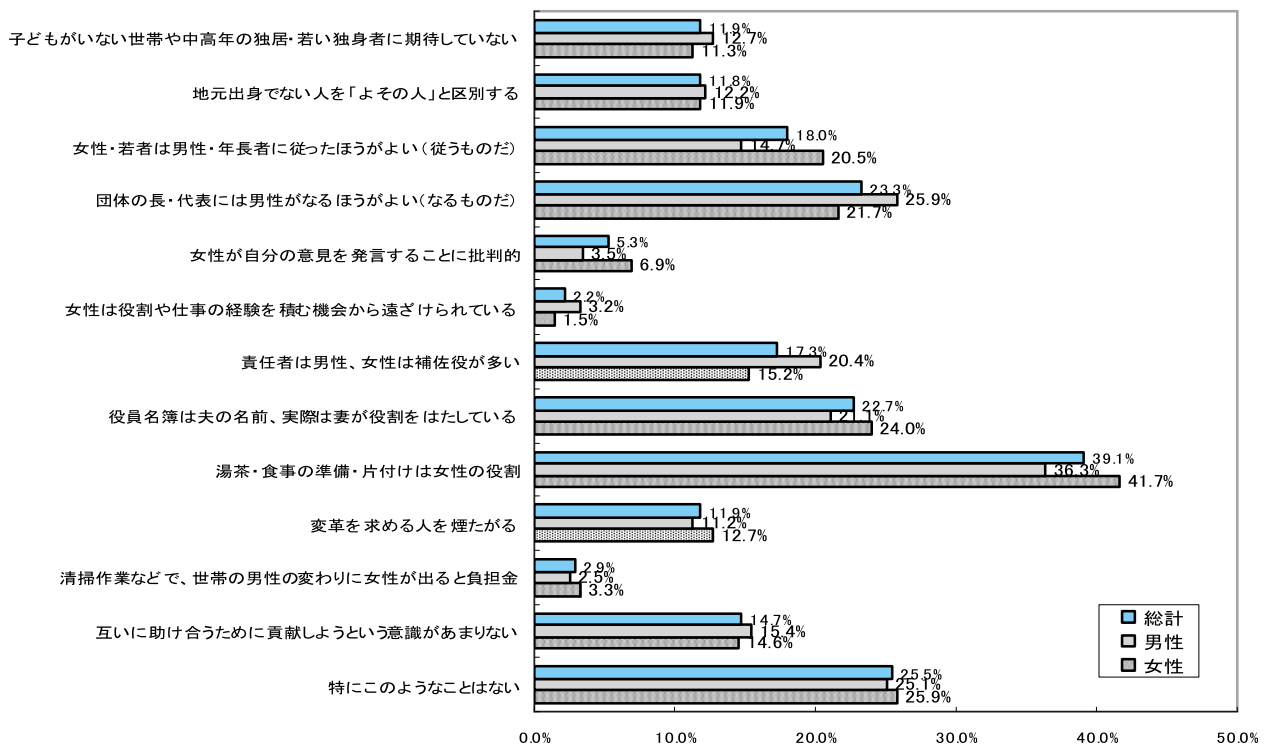
しかしながら、本市における審議会等の女性委員の割合は 21.3%、自治会長 279 人中女性は 7 人と、市政や地域運営への女性の参画は、まだまだ十分とはいえない状況にあります。

また、本市が平成 21 年に実施した「男女共同参画社会についての市民意識調査」によると、「団体の長・代表などには男性になるほうがよい（なるものだ）」という雰囲気がある」と回答した人は 23.3% となっており、いまだ地域に根強く残る固定的な性別役割分担意識を反映して、政策・方針決定過程への女性の参画がすすまない状況があることがうかがえました。

このような現状を踏まえ、女性がその能力を開発し発揮する機会から遠ざけられてきたことに留意して、意識改革や人材育成に関する取り組みをすすめながら、政策・方針決定過程における男女共同参画をすすめる必要があります。

また、ほとんどの審議会等の委員構成が団体の長等の充て職が多く、女性が選出されるシステムになっていないことが考えられるため、条例・規則・要綱の改正等も行いながら、多様な立場の人が幅広く参画できる機会の環境の整備と女性の参画拡大の仕組みづくりに取り組みます。

図表：地域の慣習・しきたりの現状



資料：男女共同参画社会についての市民意識調査（平成 21 年伊佐市）

【市が実施する 17 の事業】

	実施事業	事業内容	担当課
1	審議会等における女性の登用促進	定期的に審議会等委員の登用状況を調査し、改善方策等について検討を行い、関係機関や団体等に対して、必要に応じて女性の登用の推薦についての協力を要請します	関係各課
2	企業・事業所への啓発	企業・団体等における方針等の決定の場に女性が参画できるよう、あらゆる機会を捉えて啓発活動を展開します	企画調整課 地域振興課
3	各種団体への女性登用の働きかけ	各種団体に対し、男女共同参画の理解を広め、女性の積極的登用を働きかけます	企画調整課 関係各課
4	学校教育・社会教育の場における役職・役員への女性の登用の促進	P T A活動など、学校教育・社会教育の場における固定的役割分担意識の解消のため、女性の登用の推進を図ります	学校教育課 社会教育課
5	地域活動などの方針・決定過程の場への女性の参画促進	自治会やコミュニティ、ボランティア活動など地域活動の組織、団体等などの方針決定の場へ、女性の参画を促進するための啓発を行います	企画調整課
6	人材育成リストの整備	各種人材に関する情報を収集し、リストを作成して情報提供します	企画調整課
7	女性のエンパワーメント（※1）に向けた支援	女性が自らの力を発揮するための学習を充実させます	関係各課
8	再就職に関する情報提供	ハローワーク、県や(財)21世紀職業財団と連携し、就職・再就職のための情報を収集し、提供します	企画調整課 地域振興課
9	家族経営協定の締結	家族経営協定の締結を促進し、女性の経営参画の機会を推進します	農業委員会
10	認定農業者の育成	女性が経営などに参画する機会を確保するための、認定農業者の育成に努めます	農政課
11	女性農業経営士の推奨	女性が経営などに参画する機会を確保するための、女性農業経営士を推奨します	農政課
12	市職員への研修	政策・方針決定過程への多様な市民の参画を推進するために、市職員に男女共同参画社会についての啓発を行います	総務課 企画調整課

13	政策形成研修	女性の育成と登用を促進するため、政策立案に関わる研修を充実します	総務課
14	各分野における女性リーダーの育成	各分野において女性の参加を推進し、講座等内容を充実するとともに、女性リーダーの育成を図ります	企画調整課 関係各課
15	行政情報の公開・提供	市民の行政への参画を促進するため、行政情報を積極的に公表します	総務課
16	審議会等委員の公募制の導入	審議会等公募制の導入を取り入れ、委員の重複を避け、幅広分野から積極的な登用を図ります	総務課 関係各課
17	情報収集・提供	女性の参画拡大に関する情報を収集し市民へ提供をします	企画調整課

※1 エンパワーメント

直訳すると「力をつけること」という意味ですが、単に力をつけるだけでなく「よりよい社会へと変えていく力、責任を持った主体として社会を築いていく力を身につけること」をいう。女性一人ひとりが性差別の当事者として自らの立場で起こる問題に気づき、問題の背景にある社会構造を理解し、問題解決のために行動することなど、自分のことは自分で決めるという個人的な力から、政治的・社会的・法的・経済的な力を身につけることを含む概念



★ 関連施策・事業の数値目標

内 容		現況 (平成 21 年度)	目標値 (平成 27 年度)
認定農業者数 (人)	*1	209	200
各種がん健(検)診受診率 (%)	*1	23.9	40.0
各種母子健(検)診受診率 (%)	*1	94.1	100.0
特定健(検)診受診率 (%)	*1	27.9	65.0
生活保護受給世帯からの自立した世帯数	*1	8	9
ファミリー・サポート・センター事業 (箇所)	*2	0	1
子育て短期支援事情の充実 (箇所)	*2	0	1
一時保育事業の充実 (箇所)	*2	4	8
休日保育事業の充実 (箇所)	*2	2	5
延長保育事業の充実 (箇所) … 1 時間	*2	3	5
… 2 時間		0	1
審議会等における女性登用率 (%)	*1	21.3	30.0
県男女共同参画地域推進員 (人)		4	8

*1 第1次伊佐市総合振興計画 ……平成23年度から平成32年度

*2 伊佐市次世代育成支援行動計画(後期計画)……平成22年度から平成26年度

